

広島県個別労働関係紛争のあっせんに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県条例第二十四号

##### 広島県個別労働関係紛争のあっせんに関する条例の一部を改正する条例

広島県個別労働関係紛争のあっせんに関する条例（平成十三年広島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号中「第二十二条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。